

長崎市告示第402号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、本市の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年5月21日

長崎市長 鈴木 史朗

1 徴収事務の受託者の住所及び氏名

- (1) 長崎市出島町1-1 出島ワーフ2階  
一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会 会長 村木 昭一郎
- (2) 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号  
KNT-CT ホールディングス株式会社 代表取締役社長 小山 佳延
- (3) 東京都墨田区押上1丁目1番2号  
東武トップツアーズ株式会社 代表取締役 百木田 康二
- (4) 東京都大田区平和島6丁目1番1号  
株式会社農協観光 代表取締役社長 清水 清男
- (5) 東京都品川区東品川2丁目3番11号  
株式会社JTB 代表取締役社長執行役員 山北 栄二郎
- (6) 東京都中央区日本橋1丁目19番1号  
株式会社日本旅行 代表取締役社長 吉田 圭吾
- (7) 長崎市滑石4丁目6番33号  
長崎バス観光株式会社 代表取締役社長 脇山 信人

2 歳入の種類

長崎市亀山社中記念館条例（平成21年長崎市条例第3号）第3条に定める入館料

3 指定日

(1) ~ (6) 令和8年3月13日

(7) 令和8年3月19日

4 委託日

(1) ~ (7) 令和8年4月1日

5 委託の期間

(1) ~ (7) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで